

特定科学施設の届出等について

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「条約」という。）第7条6及び条約決議11.15に基づく科学施設に係る届出（以下「特定科学施設届出」という。）等の手続について、下記のとおり定め、令和元年10月1日から実施する。

記

1. 届出者

(1) 対象施設

次に掲げる施設であって、(別紙)の基準を満たすもの

- ① 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条で定める大学
- ② 国立研究開発法人
- ③ 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項で定める博物館
- ④ 博物館法第29条で定める博物館に相当する施設
- ⑤ 農林水産省生産局農産部園芸作物課、林野庁森林整備部森林利用課、水産庁増殖推進部漁場資源課生態系保全室又は環境省自然環境局野生生物課が、条約附属書に掲げる種に属する動物又は植物、これらの個体の一部及びこれらの卵、種子、球根、果実（果皮を含む。）、はく製又は加工品（以下「動植物等」という。）に係る分類学又は種の保存に関する科学研究を継続的に実施していると認める施設

(2) 届出の要件

- ① 条約附属書に掲げる種に属する動植物等に係る分類学又は種の保存に関する科学研究を行っていること
- ② 条約附属書に掲げる種に属する動植物等の輸出入管理等実績を十分に有すること
- ③ 条約附属書に掲げる種に属する動植物等の輸出入管理等体制を適切に整備していること

2. 新規届出の手続について

新規に届出を行う者は、次の書類を提出すること。

(1) 特定科学施設届出書【様式1】

(2) 条約附属書に掲げる種に属する動植物等に係る分類学又は種の保存に関する科学研究に係るもの

(イ) 研究実績目録（過去3年分）【様式自由】

(ロ) 研究資金受領実績目録（過去3年分）【様式自由】

(3) 条約附属書に掲げる種に属する動植物等の輸出入管理等実績に係るもの

(イ) 標本移動管理実績表（過去3年分の輸出入実績【様式2】及び国内移動実績【様式自由】）

(ロ) 標本管理目録【様式自由】

(ハ) 法令遵守確認書【様式3】

(4) 条約附属書に掲げる種に属する動植物等の輸出入管理等体制に係るもの

(イ) 外部の研究者による標本利用方法及び利用規約【様式自由】

(ロ) 標本管理状況等説明書【様式4】

(ハ) 特定科学施設制度等責任者等名簿【様式5】

(ニ) 特定科学施設内部規程【様式自由】

(5) 届出主体としての適格性を示す書類（上記1.(1)⑤に該当する場合に限る。）

(注) なお、上記1.(2)届出の要件及び(別紙)の基準を満たしていることを確認するため、追加で書類提出を求め又は施設の状況を確認することがある。

3. 特定科学施設の公表及び受理票の交付について

上記2.の届出が受理され、かつ、農林水産省生産局農産部園芸作物課、林野庁森林整備部森林利用課、水産庁増殖推進部漁場資源課生態系保全室及び環境省自然環境局野生生物課からの助言を

経て届出の基準及び要件を満たすと認められる場合には、特定科学施設として経済産業省ホームページ及び条約事務局ホームページに当該施設の名称、住所及び連絡先を公表し、届出施設に対して「特定科学施設届出受理票【様式7】」を交付する。

4. 届出事項の内容変更の届出手続について

特定科学施設は、その名称、住所及び連絡先又は上記2.(4)(ロ)、(ハ)若しくは(ニ)で届け出た内容に変更が生じた場合は、速やかに次の書類を提出すること。

なお、名称又は住所に変更があった場合には、新たな特定科学施設届出受理票を交付する。

- (1) 特定科学施設届出内容変更書【様式6】
- (2) 標本管理状況等説明書(変更があった場合に限る。【様式4】)
- (3) 特定科学施設制度等責任者等名簿(変更があった場合に限る。【様式5】)
- (4) 輸出入管理等内部規程(変更があった場合に限る。【様式自由】)
- (5) 特定科学施設届出受理票(内容変更前に発行された原本。名称又は住所に変更があった場合に限る。)
- (6) 変更を要することを証する書類の写し

5. 特定科学施設の遵守事項

次の実績報告等を、それぞれの期限までに提出すること。

なお、(2)が受理された際には、新たな特定科学施設目録受理票【様式8】を交付する。

- (1) 標本移動管理実績表(前年の1月～12月における輸出入【様式2】及び国内移動実績に係るもの)(期限)毎年3月31日
- (2) 上記2.(2)(イ)、(ロ)及び(3)(ロ)に掲げるもの及び特定科学施設目録受理票の原本(本報告前に交付されたものがある場合に限る。)(期限)これらが最後に経済産業省に提出されてから3年3か月が経過する日

6. 公表の取りやめについて

次のいずれかに該当する場合は、当該事項が解消されるまでの間、経済産業省ホームページ若しくは条約事務局ホームページ、又はその両方から削除することがある。

また、公表を希望しなくなった特定科学施設は、その旨を記載した書面(様式自由)を提出すること。

- (1) 上記1.の届出要件を満たさなくなったとき
- (2) (別紙)の基準を満たさないことが確認されたとき
- (3) 上記4.の内容変更の届出を怠ったとき
- (4) 上記5.の遵守事項が遵守されなかったとき
- (5) 下記7.についての不履行が確認されたとき

7. その他

特定科学施設は、条約第7条6及び条約決議11.15等に基づく輸出入(条約附属書Ⅲの輸出を含む。)を実施する場合は、特定科学施設包括(輸出・輸入)承認取扱要領(令和元年8月13日付け輸出注意事項2019第36号・輸入注意事項2019第80号)の(別紙)の条件を履行するものとする。

8. 書類の提出先及び本件問合せ先

経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 野生動植物貿易審査室

住所 〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

TEL 03-3501-1723

(別紙) 特定科学施設基準

管理目的	条約附属書に掲げる種に属する動植物に係る分類学又は種の保存に関する科学研究の論文発表実績がある。(届出日より過去3年間)
	条約附属書に掲げる種に属する動植物に係る分類学又は種の保存に関する科学研究に係る科学研究費補助金、学術研究助成基金助成金その他の国又は地方公共団体の補助金、助成金、交付金又は委託費の交付を受けたことがある。(届出日より過去3年間)
管理実績	外国科学施設との間で、条約附属書に掲げる種に属する動植物等の輸出入実績がある。(届出日より過去3年間)
	過去に国内外の他施設へ移動した(少なくとも届出日より過去3年間)条約附属書に掲げる種に属する動植物等の正確な目録が作成されている。
	条約附属書に掲げる種に属する動植物等が、分類学又は種の保存に関する科学研究を目的として保管され、かつ正確な目録が作成されている。
	過去に実施した条約附属書に掲げる種に属する動植物等の国内外移動及び管理(少なくとも届出日より過去3年間)において法令違反があった場合、適切な処分を受けた上で、再発防止のための措置を講じている。
管理体制	保管している条約附属書に掲げる種に属する動植物等について、外部の研究者がそれらを利用する方法及び利用規約が公表されている。
	温度管理、湿度管理、耐震動性、耐災害性の観点から、保有する条約附属書に掲げる種に属する動植物等の保管に適切な設備を有し、それら設備を活用して当該動植物等が適切に分類・管理されている。
	特定科学施設制度責任者、輸出入管理責任者、輸出入管理担当者、標本管理責任者、標本管理担当者、特定科学施設制度担当研究者をそれぞれ定め、その名簿が作成されている。ただし、標本管理責任者、標本管理担当者のいずれかが学芸員資格を有していること。
	上記「管理体制」の項で示した基準を常に満たすための、以下を定めた内部管理規程が存在し、組織内で共有されている。 <ul style="list-style-type: none">・輸出入及び標本管理の目的・当該内部規程の適用範囲・輸出入及び標本管理の基本方針・各責任者及び担当者の業務内容及び責任範囲・輸出入手続(法令等遵守確認手続を含む)・標本管理手続(法令等遵守確認手続を含む)・標本管理目録の更新手続(未分類標本は分類が判明し次第、目録に追加のこと)・標本移動管理実績表の更新手続・内部監査及び教育・文書管理手続・違反発生時の経済産業省への報告手続・違反発生時の責任者及び担当者処分手続

【様式1】

受付番号 <small>※経済産業省使用欄</small>

特定科学施設届出書

経済産業大臣 殿

届出年月日 _____

届出者記名 _____

押印又は署名 _____ 印 _____

住所 _____

電話番号 _____

以下の書類を添付して特定科学施設（□分類学施設 □種の保存研究施設）の新規届出を行います。
 また、特定科学施設の届出等について（令和元年8月13日付け輸出注意事項2019第37号・輸入
 注意事項2019第81号）1.（2）届出の要件及び（別紙）の基準を満たしていることを確認するため、
 経済産業省職員が施設の状況を確認する事に同意します。

（添付書類）

- 研究実績目録【様式自由】
- 研究資金受領実績目録【様式自由】
- 標本移動管理実績表（輸出入実績【様式2】及び国内移動実績【様式自由】）
- 標本管理目録【様式自由】
- 法令遵守確認書【様式3】
- 外部の研究者による標本利用方法及び利用規約【様式自由】
- 標本管理状況等説明書【様式4】
- 特定科学施設制度等責任者等名簿【様式5】
- 特定科学施設内部規程【様式自由】
- 届出主体としての適格性を示す書類

申請者区分（※該当する区分に○印を付すこと）	
(1) 学校教育法第一条で定める大学	
(2) 国立研究開発法人	
(3) 博物館法第二条第一項で定める博物館	
(4) 博物館法第二十九条で定める博物館に相当する施設	
(5) 農林水産省生産局農産部園芸作物課、林野庁森林整備部森林利用課、水産庁増殖推進部 漁場資源課生態系保全室又は環境省自然環境局野生生物課が、条約附属書に掲げる種に属 する動植物等に係る分類学又は種の保存に関する科学研究を継続的に実施していると認め る施設	

担当者氏名	
担当部署名	
電話番号	
メールアドレス	

【様式2】

標本移動管理実績表

経済産業大臣 殿

届出年月日	_____	
	届出者記名	
押印又は署名	_____	印
住所	_____	
電話番号	_____	

本施設による（過去3年間 年1月～12月）の絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書に掲げる種に属する動植物等の輸出入実績（別添）及び国内移動実績（様式自由）を報告します。

担当者氏名	
担当部署名	
電話番号	
メールアドレス	

【様式3】

法令遵守確認書

経済産業大臣 殿

届出年月日 _____
届出者記名 _____
押印又は署名 _____ 印
住所 _____
電話番号 _____

本施設は、国内法令を遵守し、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書に掲げる種に属する動植物等の国内外移動及び管理を今後も適切に実施します。

- 過去3年間において、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書に掲げる種に属する動植物等の国内外移動及び管理に関する国内法令違反はありません。

- 過去3年間における絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書に掲げる種に属する動植物等の国内外移動及び管理に関する国内法令違反は以下のとおりで、それぞれ適切な対策を講じています。

法令違反発生日	法令違反発覚日	違反内容	処分等の内容	再発防止策

【様式4】

標本管理状況等説明書

届出年月日 _____
届出者名 _____
住所 _____
電話番号 _____

本施設では、以下のとおり、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書に掲げる種に属する動植物等を管理しています。

(1) 標本の保管場所

(2) 標本保管場所の設備

温度管理：

湿度管理：

耐災害性（耐震性、耐火性等）：

その他：

(3) その他標本保管状況に係る補足事項

- (注) 1 記載欄が不足する場合は、別葉にて提出のこと。
2 上記(2)(3)は、図面や写真等を添付すること。

【様式5】

特定科学施設制度等責任者等名簿

経済産業大臣 殿

届出年月日 _____
 届出者名 _____
 住所 _____
 電話番号 _____

本施設では、以下のとおり、特定科学施設制度等責任者等を設置しています。

	所属及び役職	氏名	連絡先 (電話番号及びメールアドレス)
特定科学施設制度責任者			
輸出入管理責任者			
輸出入管理担当者			
標本管理責任者 ※学芸員資格 有・無			
標本管理担当者 ※学芸員資格 有・無			

	所属及び役職	氏名	連絡先 (電話番号及びメールアドレス)
特定科学施設制度担当研究者			

- (注) 1 記載欄が不足する場合は、別葉にて提出のこと。
 2 ※の項目は、該当する方を丸で囲むこと。

【様式6】

受付番号 ※経済産業省使用欄	
-------------------	--

特定科学施設の内容変更に係る届出書

経済産業大臣 殿

届出年月日 _____

届出者記名 _____

押印又は署名 _____ 印 _____

住所 _____

電話番号 _____

下記の書類を添付して、届出した事項の内容変更に係る届出を行います。

(変更内容)

旧：

新：

記

(添付書類)

- 標本管理状況等説明書【様式4】
- 特定科学施設制度等責任者等名簿【様式5】
- 特定科学施設内部規程【様式自由】
- 特定科学施設届出受理票の写し
- 変更を要することを証する書類の写し

担当者氏名	
担当部署名	
電話番号	
メールアドレス	

【様式7】

特定科学施設届出受理票

届出者

住所：

{ 特定科学施設届出
特定科学施設届出事項の変更 }
}

を受理しました。

CITES registration number _____

受理番号：

受理日： 年 月 日

発行日： 年 月 日

経済産業省 貿易経済協力局
貿易管理部 貿易審査課
野生動植物貿易審査室

(注) 「特定科学施設の届出等について」(令和元年8月13日付け輸出注意事項2019第37号・輸入注意事項2019第81号)に基づき届け出た内容に変更が生じた場合には、速やかに経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課野生動植物貿易審査室に届け出ること。

【様式8】

特定科学施設目録受理票

届出者

住所：

研究実績目録（過去3年分）、研究資金受領実績目録（過去3年分）及び標本管理目録
を受理しました。

C I T E S r e g i s t r a t i o n n u m b e r _____

受理番号：

受理日 ： 年 月 日

発行日 ： 年 月 日

経済産業省 貿易経済協力局
貿易管理部 貿易審査課
野生動植物貿易審査室

(注) 「特定科学施設の届出等について」(令和元年8月13日付け輸出注意事項2019第37号・輸入注意事項2019第81号)に基づき届け出た内容に変更が生じた場合には、速やかに経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課野生動植物貿易審査室に届け出ること。